

1 現行法の歴史的な経緯

1925（大正14）年 男子普通選挙制度実施と「抱き合わせ」で決定され、同年の衆議院議員選挙、翌1926年の府県議会議員選挙で導入された。

イギリスの「人民代表法」（1918年）に倣い、「売名候補者又は泡沫候補者の立候補を妨げ、選挙の混雑を少なくし、併せて選挙が誠実厳正に行われることを理由として導入されたものである¹。衆議院議員供託金は2000円であり、当時の奏任官の初任年俸900円と比較しても高額。無産政党の議会への進出を抑制することが真の目的である。

戦前においても、「普選法を施行して、財産資格による制限を撤廃しながらも、供託金制度を作り出して被選挙権を制限するということは、普選制度精神の内部矛盾である」「多額の保証金を必要とする制度も其自身、財産標準を積極要件の一としたのと同様であるから、謂わば被選挙権に於ける制限選挙制度の復活に外ならない」等との批判があり²、第1次近衛内閣の議会制度審議会で供託金を1000円に減額する答申が出され（1938年）、大政翼賛会で選挙制度改革に関する基本資料が作成された際には廃止が検討された（1940年）³。

しかし戦後も供託金制度は残存し、制度変更にもなう修正や供託金の値上げが行われてきた。とくに衆議院議員選挙・選挙区における供託金額は、1950年に3万円だったものが1969年改正で30万円となり、さらに1992年改正で300万円とされた。1955年から1992年までの消費者物価の伸びは約6倍であるため、供託金額の高騰は著しいといえる。

これらの点は国会でも問題となっており、2008年には自民党による「公職選挙法の一部を改正する法律案」が提出された。この法律案においては、供託金を300万円から200万円に減額し、没収点を2分の1に引き下げることが盛り込まれていた。翌2009年に自民・公明・共産・社民各党などの賛成多数で衆議院を通過したが、参議院で民主党の反対を受け廃案となった。さらに2016年には、自民党青年局政策提言策定において、「被選挙権年齢の引下げについて速やかに検討を行うとともに、国政選挙における供託金については早急に引下げ、多くの若い世代が政治に挑戦しやすい環境を整備すること。」と盛り込まれており、今後の動向が注目される。

2 現行法の概要／問題点／改革課題

公職選挙法第92条において、以下の供託金額が設定されており、それぞれの選挙の立候

¹ 森口繁治『選挙制度論』（日本評論社、1931年）、433頁。

² 森口、前掲書、183頁

³ 吉田善明『選挙制度改革の理論——議会制民主主義と選挙制度——』（有斐閣、1979年）、267頁。

補に先立って供託金を納める必要がある。

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙	300 万円
参議院（選挙区選出）議員の選挙	300 万円
都道府県の議会の議員の選挙	60 万円
都道府県知事の選挙	300 万円
指定都市の議会の議員の選挙	50 万円
指定都市の長の選挙	240 万円
指定都市以外の市の議会の議員の選挙	30 万円
指定都市以外の市の長の選挙	100 万円
町村長の選挙	50 万円

衆議院（比例代表） 衆議院名簿登載者一人につき、600 万円

（当該衆議院名簿登載者が当該衆議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者（候補者となるべき者を含む。）である場合にあっては、300 万円）

参議院（比例代表） 参議院名簿の参議院名簿登載者一人につき、600 万円

これらの供託金は第 93 条、第 94 条の規定により、それぞれの得票が供託金没収点に達しない場合は没収される。

このような供託金制度が存在する国自体が少数であるのに加え、諸外国と比較して日本の供託金額は高額である。それゆえ、供託金支払い能力がある人のみが立候補可能となっているのが問題である。

これは、選挙権も基本的人権のひとつであると定めた日本国憲法第 15 条「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」や、日本国憲法第 44 条「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。」に違反する可能性が高い。

大阪高等裁判所・平成 9 年 3 月 18 日判決においては、「不正な目的を持つ者が選挙に立候補して、この目的に基づく行為をすることを防止する効果を持つことは容易に認められる。したがって、選挙供託制度の目的は、選挙人の自由かつ公正な意思の形成、ひいては選挙の自由かつ公正という重要な公共の利益にあるというべきである」とし、現行の供託金制度を容認しているが、少なくとも金額の多寡については世論の納得が得られているとは考えにくいのが現状である。

また横浜地方裁判所・平成 19 年 5 月 16 日判決においては、「選挙供託制度は真に当選を争う意思を有しない者を公職の候補者から排除することを目的とした制度であり、所得

によって立候補届出の取扱いに差異を設けることを目的としたものではない。このことは、供託金を立候補者自ら出費することまで要求されていないことから明らかである。」と述べているが、高額な供託金を寄付で賄える候補者はきわめて少数であり、司法の前提と選挙をめぐる現状には相当の乖離があるといわざるをえない。

2015年4月に世田谷区議会議員選挙に立候補した発題者も、供託金30万円の寄付は集まらず、家族の協力も得ながら必死でかき集めて用立てた。5月に返還された供託金は、貴重な生活費として使用したという実体験がある。より高額な供託金であれば、「かき集め」られず、有為な人材が立候補できない。とくに、自民党青年局政策提言にもあるように、少子化、格差拡大、非正規雇用の若者の生活苦や結婚難、ブラック企業、過疎化等の喫緊の課題を解決するためには、当事者である若者や現役世代が議員となって同世代の実情に基づいた政策立案をすることが必須である。

さらに、2016年7月の参議院議員選挙に際しては、発題者には複数政党から立候補の「お誘い」があった。政党には(i) 供託金は党が用意+選挙費用は自己負担、(ii) 供託金も選挙費用も自己負担のパターンがあった。(ii)の政党は(i)よりも自己資金が必要であり、候補者が集まらず苦慮していた。その結果、明らかに政党の政策や理念に反する方々にも声をかけており、実際に応じる人も多数いた。政党の根幹を共有できない人びとが集まったとしても、すぐに空中分解する危険性があり、有権者の政治不信を拡大させる可能性がある。政党政治に根幹を揺るがしかねない供託金制度に関しては、撤廃や、少なくとも大幅減額が必要である。

3 あるべき姿／めざす目標／抜本的法改正の内容

日本社会が直面する過疎化、少子化、格差拡大、非正規雇用の若者の生活苦や結婚難、ブラック企業、過疎化等の喫緊の課題を解決するためには、当事者である若者や現役世代が議員となって同世代の実情に基づいた政策立案をすることが必須である。また少子化対策に関しては、出産・育児中の女性がより具体的な当事者の声を発しなければならない。そのためには、高額な供託金を納める資力に乏しい人材が、現職と比較して知名度がなく寄付を集めにくい新人として、さらには政党の支援が得られない無所属候補としても立候補できる制度が求められる。それゆえ、供託金を撤廃、あるいは大幅減額するための法改正を提案する。

4 目下の法改正提言・根拠

※ 条文資料付き

供託金の撤廃が望ましいが、まずは大幅減額を実現するために、以下の5パターンに分けて改正案を提示する。

供託金の額に関する、公職選挙法第 92 条の改正案（石川公彌子・田淵隆明作成）

※第 2 項は衆議院の比例代表選挙、第 3 項は参議院の比例代表選挙に関する規定である。

【改正案 1】(全てを 1/10 倍にする場合)

(供託)

第九十二条 町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。)を供託しなければならない。

- | | |
|---------------------|-------|
| 一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 | 三十万円 |
| 二 参議院(選挙区選出)議員の選挙 | 三十万円 |
| 三 都道府県の議会の議員の選挙 | 六万円 |
| 四 都道府県知事の選挙 | 三十万円 |
| 五 指定都市の議会の議員の選挙 | 五万円 |
| 六 指定都市の長の選挙 | 二十四万円 |
| 七 指定都市以外の市の議会の議員の選挙 | 三万円 |
| 八 指定都市以外の市の長の選挙 | 十万円 |
| 九 町村長の選挙 | 五万円 |

2 第八十六条の二第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、選挙区ごとに、当該衆議院名簿の衆議院名簿登載者一人につき、**六十万円**(当該衆議院名簿登載者が当該衆議院比例代表選出議員の選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者(候補者となるべき者を含む。)である場合にあっては、**三十万円**)又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。

3 第八十六条の三第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、当該参議院名簿の参議院名簿登載者一人につき、**六十万円**又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。

(公職の候補者に係る供託物の没収)

第九十三条 (現行どおり)

(名簿届出政党等に係る供託物の没収)

第九十四条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等につき、選挙区ごとに、**三十万円**に第一号に掲げる数を乗じて得た金額と**六十万円**に第二号に掲げる数を

乗じて得た金額を合算して得た額が当該衆議院名簿届出政党等に係る第九十二条第二項の供託物の額に達しないときは、当該供託物のうち、当該供託物の額から当該合算して得た額を減じて得た額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。

- 一 当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者のうち、当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区選出)議員の選挙の当選人とされた者の数
 - 二 当該衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数
- 2 第八十六条の二第十項の規定により衆議院名簿を取り下げ、又は同条第十一項の規定により同条第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第二項の供託物は、国庫に帰属する。
- 3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、参議院名簿届出政党等につき、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数に達しないときは、当該参議院名簿届出政党等に係る第九十二条第三項の供託物のうち**六十万円**に同号に掲げる数から第一号に掲げる数を減じて得た数を乗じて得た金額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。
- 一 当該参議院名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数
 - 二 第八十六条の三第一項の規定による届出のときにおける参議院名簿登載者の数
- 4 第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定により参議院名簿を取り下げ、又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定により第八十六条の三第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第三項の供託物は、国庫に帰属する。

【改正案2】(全てを1/100倍にする場合)

(供託)

第九十二条 町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書(その権利の帰属が**社債、株式等の振替に関する法律**(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。)を供託しなければならない。

- | | |
|--------------------|------------|
| 一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 | 三万円 |
| 二 参議院(選挙区選出)議員の選挙 | 三万円 |
| 三 都道府県の議会の議員の選挙 | 六千円 |
| 四 都道府県知事の選挙 | 三万円 |

五	指定都市の議会の議員の選挙	五千円
六	指定都市の長の選挙	二万四千元
七	指定都市以外の市の議会の議員の選挙	三千元
八	指定都市以外の市の長の選挙	一万元
九	町村長の選挙	五千円

- 2 第八十六条の二第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、選挙区ごとに、当該衆議院名簿の衆議院名簿登載者一人につき、**六万円**(当該衆議院名簿登載者が当該衆議院比例代表選出議員の選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者(候補者となるべき者を含む。)である場合にあっては、**三万円**)又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。
- 3 第八十六条の三第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、当該参議院名簿の参議院名簿登載者一人につき、**六万円**又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。

(公職の候補者に係る供託物の没収)

第九十三条 (現行どおり)

(名簿届出政党等に係る供託物の没収)

第九十四条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等につき、選挙区ごとに、**三万円**に第一号に掲げる数を乗じて得た金額と**六万円**に第二号に掲げる数を乗じて得た金額を合算して得た額が当該衆議院名簿届出政党等に係る第九十二条第二項の供託物の額に達しないときは、当該供託物のうち、当該供託物の額から当該合算して得た額を減じて得た額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。

- 一 当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者のうち、当該選挙と同時にされた衆議院(小選挙区選出)議員の選挙の当選人とされた者の数
- 二 当該衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数

2 第八十六条の二第十項の規定により衆議院名簿を取り下げ、又は同条第十一項の規定により同条第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第二項の供託物は、国庫に帰属する。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、参議院名簿届出政党等につき、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数に達しないときは、当該参議院名簿届出政党等に係る第九十二

条第三項の供託物のうち**六万円**に同号に掲げる数から第一号に掲げる数を減じて得た数を乗じて得た金額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。

- 一 当該参議院名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数
 - 二 第八十六条の三第一項の規定による届出のときにおける参議院名簿登載者の数
- 4 第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定により参議院名簿を取り下げ、又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定により第八十六条の三第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第三項の供託物は、国庫に帰属する。

【改正案3】(全てを1/10倍にした上で、都道府県議会議員及び市議会議員及び区議会議員選挙の供託金の規定を廃止する場合)

(供託)

第九十二条 町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。)を供託しなければならない。

- | | | |
|---|------------------|--------------|
| 一 | 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 | 三十万円 |
| 二 | 参議院(選挙区選出)議員の選挙 | 三十万円 |
| 三 | 削除 | |
| 四 | 都道府県知事の選挙 | 三十万円 |
| 五 | 削除 | |
| 六 | 指定都市の長の選挙 | 二十四万円 |
| 七 | 削除 | |
| 八 | 指定都市以外の市の長の選挙 | 十万円 |
| 九 | 町村長の選挙 | 五万円 |

2 第八十六条の二第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、選挙区ごとに、当該衆議院名簿の衆議院名簿登載者一人につき、**六十万円**(当該衆議院名簿登載者が当該衆議院比例代表選出議員の選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者(候補者となるべき者を含む。))である場合にあっては、**三十万円**)又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。

- 3 第八十六条の三第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、当該参議院名簿の参議院名簿登載者一人につき、**六十万円**又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。

(公職の候補者に係る供託物の没収)

第九十三条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第一項の供託物は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては国庫に、都道府県の議会の議員又は長の選挙にあつては当該都道府県に、市の議会の議員又は長の選挙にあつては当該市に、町村長の選挙にあつては当該町村に、帰属する。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙

有効投票の総数の十分の一

二 参議院(選挙区選出)議員の選挙

通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一。ただし、選挙すべき議員

の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一

三 削除

四 地方公共団体の長の選挙

有効投票の総数の十分の一

- 2 前項の規定は、同項に規定する公職の候補者の届出が取り下げられ、又は公職の候補者が当該候補者たることを辞した場合(第九十一条第一項又は第二項の規定に該当するに至つた場合を含む。)及び前項に規定する公職の候補者の届出が第八十六条第九項又は第八十六条の四第九項の規定により却下された場合に、準用する。

(名簿届出政党等に係る供託物の没収)

第九十四条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等につき、選挙区ごとに、**三十万円**に第一号に掲げる数を乗じて得た金額と**六十万円**に第二号に掲げる数を乗じて得た金額を合算して得た額が当該衆議院名簿届出政党等に係る第九十二条第二項の供託物の額に達しないときは、当該供託物のうち、当該供託物の額から当該合算して得た額を減じて得た額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。

- 一 当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者のうち、当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区選出)議員の選挙の当選人とされた者の数
 - 二 当該衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数
- 2 第八十六条の二第十項の規定により衆議院名簿を取り下げ、又は同条第十一項の規定により同条第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第二項の供託物は、国庫に帰属する。
- 3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、参議院名簿届出政党等につき、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数に達しないときは、当該参議院名簿届出政党等に係る第九十二条第三項の供託物のうち**六十万円**に同号に掲げる数から第一号に掲げる数を減じて得た数を乗じて得た金額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。
- 一 当該参議院名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数
 - 二 第八十六条の三第一項の規定による届出のときにおける参議院名簿登載者の数
- 4 第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定により参議院名簿を取り下げ、又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定により第八十六条の三第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第三項の供託物は、国庫に帰属する。

[【改正案4】\(【改正案1】と【改正案2】の中間型。全てを1/10倍にした上で、都道府県及び政令指定市の議員以外の地方議員選挙の供託金の規定を廃止する場合\)](#)

(供託)

第九十二条 町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書(その権利の帰属が[社債、株式等の振替に関する法律](#)(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。)を供託しなければならない。

- 一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 **三十万円**
- 二 参議院(選挙区選出)議員の選挙 **三十万円**
- 三 都道府県の議会の議員の選挙 **六万円**
- 四 都道府県知事の選挙 **三十万円**
- 五 指定都市の議会の議員の選挙 **五万円**
- 六 指定都市の長の選挙 **二十四万円**
- 七 **削除**

- 八 指定都市以外の市の長の選挙 **十万円**
九 町村長の選挙 **五万円**

2 第八十六条の二第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、選挙区ごとに、当該衆議院名簿の衆議院名簿登載者一人につき、**六十万円**(当該衆議院名簿登載者が当該衆議院比例代表選出議員の選挙と同時に行為れる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者(候補者となるべき者を含む。))である場合にあっては、**三十万円**)又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。

3 第八十六条の三第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、当該参議院名簿の参議院名簿登載者一人につき、**六十万円**又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。

(公職の候補者に係る供託物の没収)

第九十三条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第一項の供託物は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては国庫に、都道府県の議会の議員又は長の選挙にあつては当該都道府県に、市の議会の議員又は長の選挙にあつては当該市に、町村長の選挙にあつては当該町村に、帰属する。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙

有効投票の総数の十分の一

二 参議院(選挙区選出)議員の選挙

通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票

票の総数を除して得た数の八分の一。ただし、選挙すべき議員

の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合にお

いては、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た

数の八分の一

三 都道府県又は**指定都市**の議会の議員の選挙

当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定

数)をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一

四 地方公共団体の長の選挙

有効投票の総数の十分の一

2 前項の規定は、同項に規定する公職の候補者の届出が取り下げられ、又は公職の候補者が当該候補者たることを辞した場合(第九十一条第一項又は第二項の規定に該当するに至つた場合を含む。)及び前項に規定する公職の候補者の届出が第八十六条第九項又は第八十六条の四第九項の規定により却下された場合に、準用する。

(名簿届出政党等に係る供託物の没収)

第九十四条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等につき、選挙区ごとに、**三十万円**に第一号に掲げる数を乗じて得た金額と**六十万円**に第二号に掲げる数を乗じて得た金額を合算して得た額が当該衆議院名簿届出政党等に係る第九十二条第二項の供託物の額に達しないときは、当該供託物のうち、当該供託物の額から当該合算して得た額を減じて得た額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。

一 当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者のうち、当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区選出)議員の選挙の当選人とされた者の数

二 当該衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数

2 第八十六条の二第十項の規定により衆議院名簿を取り下げ、又は同条第十一項の規定により同条第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第二項の供託物は、国庫に帰属する。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、参議院名簿届出政党等につき、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数に達しないときは、当該参議院名簿届出政党等に係る第九十二条第三項の供託物のうち**六十万円**に同号に掲げる数から第一号に掲げる数を減じて得た数を乗じて得た金額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。

一 当該参議院名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数

二 第八十六条の三第一項の規定による届出のときにおける参議院名簿登載者の数

4 第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定により参議院名簿を取り下げ、又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定により第八十六条の三第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第三項の供託物は、国庫に帰属する。

【改正案 5】(全廃する場合)

第九十二条 削除

第九十三条 削除

第九十四条 削除

5 抜本的法改正が実現した場合の効果

抜本的法改正は、上記4の「【改正案5】(全廃する場合)」が該当する。この場合、高額の供託金を納める資力に乏しいが、格差拡大・貧困・少子化・過疎などの深刻な問題に直面する非正規雇用者、育児中の女性、高齢者、障害者等の人材が、現職と比較して知名度がなく寄付を集めにくい新人として、さらには政党の支援が得られない無所属候補としても立候補できる効果が認められる。

6 目下の法改正が実現した場合の効果

目下の法改正は、上記4の「【改正案1】(全てを1/10倍にする場合)」「【改正案2】(全てを1/100倍にする場合)」「【改正案3】(全てを1/10倍にした上で、都道府県議会議員及び市議会議員及び区議会議員選挙の供託金の規定を廃止する場合)」「【改正案4】(【改正案1】と【改正案2】の中間型。全てを1/10倍にした上で、都道府県及び政令指定市の議員以外の地方議員選挙の供託金の規定を廃止する場合)」が該当する。この場合、現行制度と比較して、高額の供託金を納める資力に乏しいが、格差拡大・貧困・少子化・過疎などの深刻な問題に直面する非正規雇用者、育児中の女性、高齢者、障害者等の人材が、現職と比較して知名度がなく寄付を集めにくい新人として、さらには政党の支援が得られない無所属候補としても立候補しやすくなる効果が認められる。